

## 横浜市特定不妊治療費助成事業実施要綱

制 定 平成 17 年 7 月 22 日衛保第 2048 号(衛生局長決裁)

最近改正 令和元年 5 月 17 日ここ第 1293 号(こども青少年局長決裁)

### (目的)

第 1 条 「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」(平成 17 年 8 月 23 日雇児発第 0823001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)における「不妊に悩む方への特定治療支援事業」に基づき、不妊治療のうち、医療保険が適用されず高額な治療費がかかる体外受精及び顕微授精(以下「特定不妊治療」という。)については、その経済的な負担が重いことから十分な治療を受けることができず、子どもを持つことをあきらめざる得ない者も少なくないことから、特定不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

### (実施主体等)

第 2 条 本事業の実施主体は、横浜市とする。

### (対象者)

第 3 条 本事業の対象者は、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断された者であって、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 特定不妊治療開始時に法律上の婚姻をしている夫婦であること。
- (2) 夫婦のいずれか一方が、申請年月日時点で横浜市に住所を有していること。
- (3) 市長又は本市以外の都道府県、指定都市若しくは中核市の長が特定不妊治療を実施する医療機関として適当と認め指定した医療機関(以下「指定医療機関」という。)で特定不妊治療を受けていること。
- (4) 夫および妻の前年の所得(1月から5月までの申請については前々年の所得)の合計額が730万円未満であること。
  - ア 前項の所得の範囲については、児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第3条を準用する。
  - イ 所得の額の計算方法については、児童手当法施行令第3条を準用する。
- (5) 妻の年齢が治療期間の初日に43歳未満であること。

### (対象となる治療等)

第 4 条 対象となる治療は、特定不妊治療とする。医師の判断に基づき、やむを得ず特定不妊治療を中止した場合についても、卵胞が発育しない等により採卵以前に中止した場合を除き、助成の対象とする。

- 2 特定不妊治療に至る過程の一環として、夫の高度の精液性状低下及び無精子症等の原因により、指定医療機関及び指定医療機関の医師が紹介した医療機関において、精子を精巣又は精巣上体から採取するための次の手術(以下「男性不妊治療」という。)を行った場合も、助成の対象とす

る。

また、男性不妊治療費の助成は、採精・凍結した精子を使用して特定不妊治療を実施したものを対象とする。

- (1) 精巣内精子生検採取法 (TESE (C-TESE M-TESE))
- (2) 精巣上体精子吸引法 (MESA)
- (3) 精巣内精子吸引法 (TESA)
- (4) 経皮的精巣上体精子吸引法 (PESA)

3 助成対象年度は、申請受理日を基準として決定する。

+8

(助成の対象とならない治療等)

第5条 次に掲げる治療は、助成の対象としない。

- (1) 夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による不妊治療
- (2) 代理母 (妻が卵巣と子宮を摘出したことなどにより、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの)
- (3) 借り腹 (夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮摘出等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの)
- (4) 体外受精・顕微受精の治療ステージと助成対象範囲 (別添1) (以下、「別添1」という。) のG区分及びH区分に該当する治療

(指定医療機関)

第6条 指定医療機関は、別に定める横浜市特定不妊治療費助成事業医療機関指定要綱 (以下、「医療機関指定要綱」とする。) に基づき、市長が特定不妊治療を実施する医療機関として適当と認め、指定した医療機関とする。

2 本市以外の都道府県、指定都市若しくは中核市 (以下「都道府県等」という。) の長が、特定不妊治療を実施する医療機関として適当と認め指定した医療機関においても、前項と同様の取り扱いとする。

(助成金額及び通算助成回数)

第7条 助成金額及び通算助成回数については『「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」の一部改正について』(令和元年5月17日付子発0517第1号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) に基づき実施するものとする。

2 助成金額は、特定不妊治療に要した費用 (入院室料、食事代など治療に関係しない費用は含まない) に対して、別添1のA、B、D及びEの治療については1回の治療につき15万円 (初回の助成に限り30万円)、C及びFの治療については7万5千円を上限とする。

なお、「1回の治療」とは、採卵準備のための投薬開始から、体外受精又は顕微授精1回に至る治療の過程をさすものとする。また、以前に行った体外受精又は顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植も「1回の治療」とみなす。

3 通算助成回数は、初めて助成を受ける際の治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満

であるときは6回、40歳以上43歳未満であるときは3回までとする。

また、通算助成回数には、本市以外の都道府県等から「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」（平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）における「不妊に悩む方への特定治療支援事業」に基づき受けた助成を含める。

- 4 前2項に定めるもののほか、男性不妊治療を行った場合に、別添1におけるCの治療を除く1回の治療につき15万円（初回の助成に限り30万円）を上限に助成する。

また、通算助成回数は、第3項に基づくものとする。

#### （助成の申請）

第8条 助成を受けようとする者は、治療が終了した日（医師の判断に基づき治療を中断した場合は、中断した日）の翌日から起算して60日以内に、次に掲げる書類及び関係証明書類を添付して、市長に申請するものとする。

- （1）横浜市特定不妊治療費助成申請書（第1号様式）
- （2）横浜市特定不妊治療費助成受診等証明書（第2号様式）
- （3）同意書（第3号様式）
- （4）指定医療機関及び男性不妊治療を実施した医療機関が発行する領収書
- （5）法律上の婚姻関係にあることを証明する書類
- （6）夫婦の住所を証明する書類
- （7）夫婦の所得を証明する書類

- 2 前項の申請は、こども青少年局こども家庭課への持参又は郵送により行うものとする。

#### （助成の決定）

第9条 市長は、前条に基づく申請を受理後、その内容を審査し、助成の可否及び金額を決定する。決定した内容は、横浜市特定不妊治療費助成交付決定通知書（第4号様式）又は横浜市特定不妊治療費助成不交付決定通知書（第5号様式）により申請者に通知する。

#### （助成金の交付）

第10条 市長は、交付を決定した者に対して、その者が指定する金融機関口座への振込みにより助成金を交付する。

#### （助成金の返還）

第11条 市長は、申請書に虚偽の記載をするなど不正な手段をもって助成を受けた者がある場合は、その者に対し、その助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

#### （個人情報の保護）

第12条 本事業の関係者は、申請者の個人情報の保護に十分配慮し、この要綱による事務を処理するに当たり、「横浜市個人情報の保護に関する条例」を遵守しなければならない。

(実績・成果の把握)

第 13 条 市長は、次の事項の集計結果について厚生労働省から報告を受け、その内容を把握することにつきあらかじめ助成対象者に説明を行うものとする。

- (1) 受給人数 (全数、治療方法別)
- (2) 治療周期総数 (全数、治療方法別)
- (3) 年齢分布 (全数、治療方法別)
- (4) 妊娠数 (全数、年齢別、治療方法別)
- (5) 採卵あたり妊娠率 (全数、年齢別、治療方法別)
- (6) 多胎妊娠数 (全数、年齢別、治療方法別)
- (7) 生産分娩数 (全数、年齢別、治療方法別)
- (8) 採卵あたり生産率 (全数、年齢別、治療方法別)
- (9) 出生児数 (全数、年齢別、治療方法別)
- (10) 低出生体重児数 (全数、年齢別、治療方法別)
- (11) 妊娠後経過不明数 (全数、治療方法別)

2 市長は、前項の報告をもとに、必要に応じて市内の事業実績の分析を行い、その成果を把握することとする。

(その他)

第 14 条 この要綱に規定するもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は、こども青少年局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 10 月 1 日から施行し、同日以降に開始された特定不妊治療について適用する。

附 則

この要綱は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

なお、当面の間、旧様式の横浜市特定不妊治療費助成申請書 (第 1 号様式) は使用できるものとする。

附 則

この要綱は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

なお、当面の間、旧様式の横浜市特定不妊治療費助成受診等証明書 (第 2 号様式) は使用できるものとする。

附 則

この要綱は平成 19 年 11 月 5 日から施行する。

なお、平成 19 年 11 月 5 日現在において指定済みの医療機関については、平成 20 年 3 月 31 日までは指定を有効とする。

また、当面の間、旧様式の同意書 (旧第 9 号様式)、横浜市特定不妊治療費助成交付決定通知書 (旧第 7 号様式)、横浜市特定不妊治療費助成不交付決定通知書 (旧第 8 号様式) 及び横浜市特定不妊治療費助成交付請求書 (旧第 10 号様式) は使用できるものとする。

附 則

この要綱は平成 21 年 2 月 16 日から施行する。

また、当面の間、旧様式の横浜市特定不妊治療費助成申請書（第 1 号様式）同意書（第 3 号様式）、横浜市特定不妊治療費助成交付決定通知書（第 4 号様式）及び横浜市特定不妊治療費助成交付請求書（第 6 号様式）は使用できるものとする。

附 則

この要綱は平成 21 年 6 月 22 日から施行する。

また、当面の間、旧様式の横浜市特定不妊治療費助成申請書（第 1 号様式）は使用できるものとする。

附 則

この要綱は、平成 21 年 6 月 22 日から施行し、この要綱による改正後の助成金の額については、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

また、当面の間、旧様式は使用できるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

また、当面の間、旧様式は使用できるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

また、当面の間、旧様式は使用できるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年 1 月 1 日から施行する。

また、当面の間、旧様式は使用できるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

また、当面の間、旧様式は使用できるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年 2 月24日から施行し、この要綱による改正後の助成金の額については、平成28年1月20日以降に治療が終了したものに適用する。

また、当面の間、旧様式は使用できるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

また、当面の間、旧様式は使用できるものとする。

附 則

この要綱は、令和元年 5 月 17 日から施行し、この要綱による改正後の助成金の額については、平成 31 年 4 月 1 日から治療開始したものから適用する。

また、当面の間、旧様式は使用できるものとする。